

発行日の変更

新型コロナウイルス感染症への対策のため、発行日を変更しました。
次号以降も、発行日などを変更する場合があります。

No.2058

令和2年
(2020年) 3/27

毎月5・15・25日発行

目黒区
ホームページ



4/2は世界自閉症啓発デー
4/2~8は発達障害啓発週間



発行/目黒区 編集/企画経営部広報課 〒153-8573 目黒区上目黒2-19-15 ☎3715-1111(代) FAX5722-8674(広報課) 目黒区ホームページ <https://www.city.meguro.tokyo.jp/>

40% 区内の交通事故のうち、自転車の事故の割合です。自転車は、子どもから高齢者まで多くのかたが利用する便利な乗り物です。しかし、中には交通ルール違反やマナー無視といった危険な利用も見られます。一瞬の違反や不注意で、大きなけがを負ってしまったり、誰かを傷つけてしまったりする可能性があります。自転車を利用する人も、しない人も安心して暮らせるまちをつくるために、自転車の安全な利用の促進に関する条例を制定しました。

国土交通省管理課交通安全係 (☎5722-9442、FAX5722-9636)

万が一に備えて



みんなを守る3つの安心

自転車の安全な利用の促進に関する条例制定



保険

ヘルメット

安全運転

お父さんもヘルメットをかぶってね



自転車を安全に利用する3つの安心を紹介します

新型コロナウイルス感染症対策情報は8面をご覧ください

感染症対策として、体育施設などの利用中止を、4/30まで延長します。詳細は8面をご覧ください

みんなを守る 3つの安心

自転車の安全な利用の促進に関する条例をつくりました

国土交通省 交通安全課（☎5722-9442）

自転車事故の約6割は交通ルール違反によるものです。利用者が交通ルールを知り、守り、安全に走行することが何より大切です。条例では、自転車利用者だけでなく販売・レンタル業者や学校などでも、安全利用のために取り組むべき責務を規定しました。自転車に関わる全員が連携・協力して、自転車を安全に、快適に利用しましょう。

自転車の安全な利用の促進に関する条例の詳細は、ホームページ（右コード）をご覧ください。



子どもたちの
お手本になるように
しっかりルールを
守りましょう



①自転車保険への加入

賠償命令

9,521万円

（平成25年神戸地方裁判所判決）

9,521万円。裁判所が、自転車による人身事故を起こした子どもの親に命じた損害賠償金の額です。

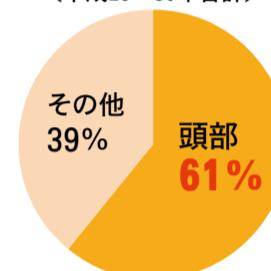
条例では、被害者救済のため、自転車保険（対人・対物）に加入しなければならないとしています。

義務化



②ヘルメットの着用

自転車乗用中死者の致命傷の部位
(平成26~30年合計)



60%以上。自転車死亡事故で、頭部損傷が死因だった人の割合です。頭を守ることが大事だと分かります。自転車利用者は、ヘルメットをかぶりましょう。

条例では、幼児を同乗させる場合は、自身もヘルメット着用に努めなければならないとしています。

（出典：警察庁交通局ホームページ）



③安全運転

自転車は車の仲間。交通ルールを知り、守り、安全に走行することが大切です。

NO! ながら運転



携帯電話やイヤホンなどを使用しながら、傘をさしながらの運転は事故につながります。絶対にやめましょう。

必ず止まって 安全確認



飛び出しはとても危険です。歩行者は不安に思います。特に、見通しの悪い交差点や曲がり角などでは、いったん止まって周りの安全を確かめましょう。

車道が原則、 歩道は例外



自転車は車の仲間です。車道の左側を走りましょう。車道の右側を走るのは、交通ルール違反となります。絶対にやめましょう。

歩道は 歩行者優先



やむを得ず、歩道を通行する場合は歩行者優先で、車道寄りを通行しましょう。歩行者の通行を妨げるときは、一時停止しましょう。

自転車ナビマークに 沿って走りましょう



自転車ナビマーク（右図）は、自転車が通行する位置と進行方向を路面に明示するものです。マークに沿って、安全な走行をしましょう。

4／6～15は 春の交通安全運動週間です

重点項目

- 子どもを始めとする歩行者の安全の確保
- 高齢運転者等の安全運転の励行
- 自転車の安全利用の推進
- 二輪車の交通事故防止